

船舶事故調査報告書

平成31年2月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成30年8月14日 10時50分ごろ
発生場所	岩手県久慈市三崎南東方沖 陸中久喜港南防波堤灯台から真方位066° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯40° 08.4′ 東経141° 52.7′）
事故の概要	プレジャーボート ^{エス・エム・ティ} S.M.Tは、磯を移動しながら釣りを続けていたところ、転覆した。 S.M.Tは、同乗者1人が溺死し、船長及び他の同乗者1人が低体温症、急性肺炎等を負い、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成30年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート S.M.T、5トン未満 第291-44140号（船舶検査済票の番号）、個人所有 2.85m（Lr）×1.54m×0.51m、FRP ガソリン機関、4.4kW、平成29年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年5月18日 免許証交付日 平成29年5月18日 （平成34年5月17日まで有効） 同乗者A 男性 43歳 同乗者B 男性 12歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者B） 重傷 2人（船長及び同乗者A）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、気温 約26℃ 盛岡地方気象台における気象予報 (1) 平成30年8月13日17時発表の岩手県沿岸北部の天気予報 13日夜 西の風 晴れ 夜の始め頃 曇り 14日 西の風 日中 東の風 晴れ時々曇り 所により

	<p style="text-align: center;">昼過ぎから夜の始め頃 雨で雷を伴う</p> <p>海</p> <p>13日夜 波 1.5m</p> <p>14日 波 1.5m</p> <p>(2) 14日05時発表の岩手県沿岸北部の天気予報</p> <p>14日 西の風 日中 東の風 晴れ時々曇り 所により昼過ぎから夜の始め頃 雨</p> <p>15日 西の風 日中 東の風 曇り 所により昼過ぎから雨</p> <p>海</p> <p>14日 波 1.5m</p> <p>15日 波 1.5m</p> <p>海象：うねり 波向東、波高約1.0～1.5m、水温 約20～21℃</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者A及び同乗者Bを乗せ、平成30年8月14日07時30分ごろ釣りの目的で久慈市舟渡漁港^{ふなど}を出港し、久慈湾内で漂泊して釣りを行った後、久慈湾南東方の三崎北西方～北方～東方沿岸の磯を移動し、漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>本船は、三崎南東方沖の磯（水深約10m、以下「本件釣り場」という。）に移動し、船尾部に船長が、中央部に同乗者Aが、船首部に同乗者Bがそれぞれ腰を掛け、船長がうねりが来る東方に船首が向くように船外機を操縦しながら漂泊を始めた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="738 1173 1225 1541" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>本船は、漂泊を始めてすぐに波高約1.5m強の東方からのうねりを乗り越えて船首が南東方を向いたところ、続いて東方から波高約2mの波が来たので、船長が船外機を操縦して船首を東方に向けようとしたものの、左舷前部が持ち上げられ、10時50分ごろ右舷側へ一気に転覆した。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、海に投げ出されたが、転覆した本船に泳いで集まった後、本船を復原させたものの、船内が海水で一杯になっており、排水できずにいたところ、波を受けて、再度、本船が転覆した。</p> <p>船長及び同乗者Aは、防水型の携帯電話を所持していたが、いずれ</p>

	<p>も身に付けていなかったもので、本船が転覆した際、携帯電話を流失した。</p> <p>船長は、膨脹式の救命胴衣を、同乗者A及び同乗者Bは、固型式の救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p> <p>3人の親族は、16時ごろの帰港予定時刻になっても本船が戻って来ないので、16時30分ごろ警察署に通報した。</p> <p>夜になり、船長は、このままだと同乗者Bの体力が限界になると思い、同乗者Bの両側から同乗者Bの腰に同乗者Aとそれぞれ片手を添えて支え、本船から離れて泳いで付近の海岸を目指したが、返し波を受けて海岸に泳ぎ着けなかった。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、漂流を続けていたところ、15日の早朝、同乗者Bが呼吸をしていないことに同乗者Aが気付き、船長及び同乗者Aが心臓マッサージや人工呼吸を試みたが、同乗者Bの意識は戻らなかった。</p> <p>本船は、09時40分ごろ捜索中の海上保安庁の航空機により三崎南南東方沖1.2km付近の海上で発見され、地元の漁業協同組合所属の漁船にえい航され、久慈市久喜漁港に陸揚げされた。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、14時08分ごろ捜索中の県警の警備艇により三崎南東方沖3.9M付近の海上で発見され、病院に搬送されたが、同乗者Bが溺水による死亡と検案され、船長及び同乗者Aが低体温症、急性肺炎等とそれぞれ診断されて13日間入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、3分割組立て式であり、長さ3m未満のミニボート規格で製造されていたが、4.4kW(6馬力)の船外機が取り付けられており、船舶検査の対象となっていた。</p> <p>船長は、平成29年5月に本船を購入し、その前4～5年間はゴム製のミニボートを使用しており、ミニボートの頃から月に1～2回三崎周辺で釣りをを行い、本事故当時と同じくらいのうねりがあるとき、40～50回釣りに出た経験があり、本件釣り場でも釣りを行っていたものの、危険を感じるような高い波を受けたことはなかった。</p> <p>船長は、ふだん、天気予報で2m以上の波のときは、出港しないようにしていたが、天気予報で1.5mの波のときは、舟渡漁港付近の高台から久慈湾内外の海象状況を見て、出港の可否を判断していた。</p> <p>船長は、本事故前日の夕方、テレビの天気予報を見て本事故当日は波が1.5mの予報であることを知り、本事故当日の朝、久慈湾内外の海象状況を確認したところ、白波は立っておらず、波がうねりだけであったので、出港することとした。</p> <p>船長は、数年前から、同乗者Aが地元へ帰省した際には、所有する小型船舶と一緒に釣りに出掛けていたが、同乗者Bを乗せるのは、今回が初めてであった。</p>

	<p>同乗者Aは、これまで、船長が所有する小型船舶で船長と一緒に釣りに出掛けた際、高い波を受けるなどの危険な経験をしたことはなかった。</p> <p>船長及び同乗者Aは、本事故前日にも本船に乗って三埼北東方沿岸の磯で釣りをしていたが、本事故当日は、本事故前日より波が少し穏やかであると思っていた。</p> <p>船長は、本事故当日、釣果が良くなく、また、同乗者Bは船釣りが初めてであったので、何とか釣らせてあげたいと思っており、三埼東方沿岸から本件釣り場の状況を見たところ、高い波が発生していないように見えたので、本件釣り場に移動することにした。</p> <p>本船は、本事故当時、海面から舷縁までの高さが、船首部約0.30m、船尾部約0.28mであった。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸（防波堤、磯、浜辺など）付近では海底の影響を受けやすく、風浪よりも波が高くなりやすい性質があり、沖から来たうねりが急激に高くなることもある。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、ミニボート規格であり、三埼周辺の磯において、波高約1.0～1.5mのうねりがある状況下、沖から来たうねりが高くなりやすい水深の浅い海域を移動しながら釣りを続けたことから、波高約2mの波を受けて左舷前部が持ち上げられ、転覆したものと考えられる。</p> <p>同乗者Bの死因は、溺水であった。</p> <p>同乗者Bは、本船が転覆した後、船長及び同乗者Aと共に漂流中、海水を誤嚥して溺死したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ミニボート規格であり、三埼周辺の磯において、波高約1.0～1.5mのうねりがある状況下、沖から来たうねりが高くなりやすい水深の浅い海域を移動しながら釣りを続けたため、波高約2mの波を受けて左舷前部が持ち上げられ、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボート規格の小型船舶は、波の影響を受けやすいので、^{たぐ} 堪航性を考慮して平穏な海域で運航することが望ましい。 ・水深が浅い海域では、沖からのうねりの波高が高くなるがあるので、波の状況に注意すること。 ・防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付

	<p>け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 転覆した場合、乗船者は、船体を離れて泳ぐことをせず、体力を消耗しないよう浮いて救助を待つことが望ましい。・ 国土交通省海事局発行のパンフレット「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」を参考とすること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図



日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用